

※ (本部)					※ (支部)	
会長	専務理事	事務局長	総務部長	担当	事務局長	担当

※ 決定年会費額
円/年
※ 入会時の会費額 (月割)
円

入会申込書

法人

ふりがな 事業場名				資本金	万円
所在地	〒 ー			(電話番号) (FAX番号)	
業種 (コードNo.)	ー			労働者数 (派遣労働者を含む)	人
代表者	氏名		職名		
連絡担当者	氏名		所属	部・課 (TEL) (FAX)	

団体

ふりがな 団体名				(電話番号) (FAX番号)
所在地	〒 ー			
設立年月日	年	月	日	会員数
連絡担当者	氏名		所属	部・課 (TEL) (FAX)

個人

ふりがな 氏名		生年月日	年	月	日生
本籍地					
現住所	〒 ー			(電話番号) (FAX番号)	

貴会の趣旨に賛同し、定款等に定める規定を了承のうえ、会費を添えて入会申込みをします。

年 月 日

(法人又は団体)

代表者 役職名 _____
氏名 _____ (印)

(個人)

氏名 _____ (印)

一般社団法人山口県労働基準協会()支部長 経由

会長 殿

別表

会費の額（会費規程第2条）

労働者数	会費額（年額）
個人	3,000円
1人～10人	6,000円
11人～30人	7,000円
31人～50人	10,000円
51人～70人	15,000円
71人～100人	20,000円
101人～150人	25,000円
151人～200人	30,000円
201人～250人	35,000円
251人～300人	40,000円
301人～400人	50,000円
401人～500人	60,000円
501人～700人	70,000円
701人～1000人	80,000円
1001人～1500人	100,000円
1501人～2000人	120,000円
2001人～	150,000円

備考

- 1 会費の決定は、毎年4月1日現在の会員事業場労働者数によるものとする。
- 2 1の労働者数とは、常時使用労働者数（労働保険「概算・確定保険料」申告書に記載した「常時使用労働者数」をいう。以下同じ）に現に使用している派遣労働者数を加算した数とする。
ただし、労働者派遣事業を行っている会員事業場については、常時使用労働者数から現に他の会員事業場へ派遣している労働者の数を控除した数とする。
- 3 年度途中に入会した会員の会費の決定は、入会申込時の会員事業場労働者数によるものとし、会費の額は、月割計算で算出するものとする。ただし、10円位を切捨て100円位として処理するものとする。

会員管理システムにおける業種コード

事業の分類及びコード		事業の種類	
林業	1	1 木材伐出業 2 その他の林業	
漁業	2	1 海面漁業、定置網漁業、海面魚類養殖業	
鉱業	3	1 金属鉱業、非金属鉱業または石炭工業 2 石灰石鉱業またはドロマイト鉱業 3 原油または天然ガス鉱業 4 採石業 5 その他の鉱業	
建設事業	4	1 水力発電施設、ずい道等新設事業 2 道路新設事業 3 舗装工事業 4 鉄道または軌道新設事業 5 建築事業 6 既設建築物設備工事業 7 機械装置の組立てまたは据付けの事業 8 その他の建設事業	
製造業	5	1 食料品製造業 2 たばこ等製造業 3 繊維工業または繊維製品製造業 4 木材または木製品製造業 5 パルプまたは紙製造業 6 印刷または製本業 7 化学工業 8 ガラスまたはセメント製造業 9 コンクリート製造業 10 陶磁器製品製造業 11 その他の窯業または土石製品製造業 12 金属精錬業 13 非鉄金属精錬業 14 金属材料品製造業 15 鋳物業 16 金属製品製造業または金属加工業 17 洋食器、刃物、手工具または一般金物製造業 18 めっき業 19 機械器具製造業 20 電気機械器具製造業 21 輸送用機械器具製造業 22 船舶製造または修理業 23 計量器、光学機械、時計等製造業 24 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業 25 その他の製造業	
運輸業	6	1 交通運輸事業 2 貨物取扱事業 3 港湾貨物取扱事業 4 港湾荷役業	
電気、ガス、水道 または熱供給事業	7	1 電気、ガス、水道または熱供給の事業	
清掃業等	8	1 清掃、火葬またはと畜の事業	
倉庫業等	9	1 倉庫業、警備業、消毒または害虫駆除の事業	
通信業等	10	1 通信業、放送業、新聞業または出版業	
卸売業等	11	1 卸売業、小売業、飲食店	
金融業等	12	1 金融業、保険業、不動産業	
ゴルフ場業	13	1 ゴルフ場の事業	
宿泊業	14	1 宿泊、旅館業	
その他の事業	15	1 農業 2 ビルメンテナンス業 3 広告、興信、紹介または案内の事業 4 速記、筆耕、謄写印刷または青写真業 5 映画の製作、演劇等の事業 6 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業 7 洗たく、洗張または染物の事業 8 理容、美容または浴場の事業 9 物品賃貸業 10 写真、物品預り等の事業 11 医療保健業 12 教育業 13 研究または調査の事業 14 宗教、法務 15 その他の事業	